

古平町農業委員会の委員を募集します！

令和8年7月19日をもって、古平町農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の任期が満了することから、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農業委員を募集します。

1 募集の内容

- (1) 募集人数 5人（うち中立委員1人を含む）
- (2) 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）
- (3) 身分 特別職の非常勤職員

2 主な業務内容

- (1) 農地の権利移動等に係る許可等の審議
- (2) 担い手への農地集積、新規参入等への支援
- (3) 遊休農地の発生防止と解消
- (4) 農地に係る相談対応、指導助言
- (5) その他農業委員会が必要と認める活動等

3 募集要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 推薦及び応募の方法

所定の申込書に必要な事項を記入のうえ、持参又は郵送により農業委員会事務局まで提出してください。

- (1) 申込書様式
 - ・推薦申込書（個人からの推薦）【別記様式第1号】
 - ・推薦申込書（団体からの推薦）【別記様式第2号】
 - ・応募申込書（個人による応募）【別記様式第3号】

- (2) 受付期間 **令和8年4月17日（金）から令和8年5月14日（木）まで【必着】**

※申込書を持参される場合は、平日の午前8時45分から午後5時30分までに提出してください。

※推薦及び応募の状況によっては受付期間を延長する場合があります。延長した場合には古平町ホームページでお知らせします。

- (3) 申込書の入手方法

古平町ホームページからダウンロードできるほか、農業委員会事務局窓口で配布しております。

5 申込者等に関する情報の公表

推薦を受けた者及び応募した者については、法律により、情報公開を義務付けられておりますので、受付期間の中間及び終了後、氏名、年齢、職業等を古平町ホームページで公表します。

6 申込書の提出先及び問い合わせ先

〒046-0192

古平町大字浜町50番地 古平町農業委員会事務局（役場総合政策課産業連携室）

電話 0135-48-9840（総合政策課産業連携室直通）

古平町ホームページ <http://www.town.furubira.lg.jp/>